

平成 25 年 第 4 回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 25 年 3 月 26 日 開会

平成 25 年 3 月 26 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成25年 第4回臨時会
岩見沢市教育委員会会議録
(平成25年3月26日)

○本委員会に付議した議件

- 1 議案第19号 岩見沢市生涯学習センター条例施行規則の設定について
 - 2 議案第20号 岩見沢市勤労青少年ホーム条例施行規則及び岩見沢市働く婦人の家条例施行規則の廃止について
 - 3 議案第21号 岩見沢市教育委員会公印規則の一部改正について
 - 4 議案第22号 保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について
 - 5 議案第23号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の設定について
 - 6 議案第24号 岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について
 - 7 議案第25号 岩見沢市教育委員会の人事について
- そ の 他

○本委員会に出席した者

委 員 長	大 橋 弘 道
委 員	秋 山 信 也
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	佐々木 和 子
教 育 長	舛 甚 和 俊
教 育 部 長	坂 内 伸 一
教 育 部 次 長	今 野 幸 広
子育て支援担当次長	西 尾 勝 治
学 校 教 育 課 長	竹 村 浩 一
生涯学習振興課長	柴 田 勤
文化・スポーツ振興課長	佐々木 康 光
事務局学校教育課主幹	原 政 裕
事務局学校教育課総務係	尾 坂 繁 樹

午後4時30分 開会

○大橋委員長 ただ今から、平成25年第4回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、佐々木委員にお願いいたします。

初めに、議案に対する提案理由について、説明をお願いいたします。

○坂内教育部長 提案理由についてご説明申し上げます。

議案第19号 岩見沢市生涯学習センター条例施行規則の設定について 議案第20号 岩見沢市勤労青少年ホーム条例施行規則及び岩見沢市働く婦人の家条例施行規則の廃止について 及び議案第21号 岩見沢市教育委員会公印規則の一部改正について。

この議案第19号から議案第21号につきましては、岩見沢市生涯学習センターの開設及び空知婦人会館など3館の廃止に伴い、関係規則の設定と所要の規定の整備を行うものであります。

議案第22号 保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について。

こちらにつきましては、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての一部改正に伴い、規則の一部改正を行おうとするものであります。

議案第23号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の設定について。

こちらにつきましては、産前産後の子育て家庭の身体的、精神的負担を軽減するため、子育て支援ヘルパーを派遣し支援を行おうとするものです。

議案第24号 岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について。

こちらにつきましては、平成25年4月の機構改革に伴い、関係規定の整理を行おうとするものであります。

議案第25号 岩見沢市教育委員会の人事について。

こちらにつきましては、平成25年度教育委員会の人事につきまして、同意を求めようとするものであります。

なお、議案第24号及び議案第25号につきましては、人事案件等につき、秘密会にてお願い申し上げます。

以上でございます。

○大橋委員長 それでは、議案の審議の方に入ってまいります。

続きまして、日程番号1、議案第19号 岩見沢市生涯学習センター条例施行規則の設定について でありますけれども、次の議案と非常に関連がありますので、次の議案、日程番号2、議案第20号 岩見沢市勤労青少年ホーム条例施行規則及び岩見沢市働く婦人の家条例施行規則の廃止について これを併せて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第19号及び議案第20号について、一括で説明をお願いいたします。

○佐々木文化・スポーツ振興課長 議案第19号並びに第20号につきまして、ご説明いたします。

先月2月12日の第1回岩見沢市教育委員会臨時会でご審議いただきました、岩見沢市

生涯学習センター条例につきましては、本日第1回定例会において議会の議決を得たところでございます。

つきましては、条例の施行に必要な事項を定めます、岩見沢市生涯学習センターの施行規則の設定について、もう1つ提案いたすものであります。

この施行規則につきましては、使用許可の申請、許可証の交付、使用料の減免、使用料の後納、還付、使用許可の変更、地下駐車場並びに備付物件の使用料などについて、様式を含めまして定めたものであります。

それでは、主な点につきまして、規則の方を説明させていただきます。

初めに、岩見沢市生涯学習センター条例施行規則、こちらの第2条使用許可の申請になりますが、第2項によりまして、使用の申し込みは1か月前から2日前までとさせていただいております。

例えば5月20日に利用する場合は、1か月前の月の4月1日から申し込みができるとしているところです。

続きまして、次のページになりますが、使用券、第4条になりますが、この度はアリーナ武道場につきましては個人使用料の設定をしておりますので、当日使用券による使用を定めております。

続きまして、下の第6条の使用料の減免ですが、こちらにつきましても、障害者基本法による減免の他、その他、特に使用料の減免が必要と認める場合については、教育委員会が別に定めるといたしまして、教育委員会で他の施設と共通で定めております公の施設における使用料減免基準により、生涯学習センターにおいても使用料の減免を行うものです。

次のページになりますが、第8条につきましては、使用料の還付について記しております。

使用料並びに冬期加算、備え付けの物件料などにつきまして還付をするものです。

次のページになりますが、今回は、地下駐車場を設備しております。第12条、13条、14条につきましては、この地下駐車場について定めたものです。

次のページの表になりますが、こちらは、第5条関係、備付物件の使用料について定めております。少し説明をいたします。品名でプロジェクターセットと記載されているもの、これはプロジェクターとスクリーンのセットになります。こちらはセンターに2セット設備しております。

下のマイクセット、こちらはマイク2個と放送ワゴンのセットになります。こちらは3セット設備しております。

テレビセットにつきましては、40インチのテレビとブルーレイディスクレコーダー、こちらは2セット設備しております。

下のテレビ映像セットにつきましては、40インチのテレビとブルーレイレコーダー、それにアンプ、スピーカーがセットされております。こちらは1セット設備しております。

シャワーユニットにつきましては、男女それぞれ2室、100円で5分間お湯が出る、

そういった設定にしております。

次のページからはそれぞれ使用申請、使用許可、その他もろもろと様式を定めたものになっております。

こちらにつきましては、以前の空知婦人会館など3館のものを踏襲いたしまして、若干、生涯学習センターに合うような形で変更を加えたものになっております。

続きまして、議案第20号についてご説明をさせていただきます。

生涯学習センター条例をご審議いただいたときに、条例の中で、空知婦人会館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、この3つの条例の廃止の方を記載いたしましたが、それに伴いまして、この規則におきましても、それぞれ勤労青少年ホーム、それから働く婦人の家、それともう1つ規則の方に盛り込んでありますが、3館それぞれの規則についても廃止をするものです。

以上です。

○大橋委員長 ただ今、議案第19号及び議案第20号について説明がありました。条例に基づいて、主なところを説明を加えながら各条、順を追って説明していただきました。併せて附則も書いてありますけれども、このことによって、空知婦人会館条例等の廃止に関わって、第20号も関連して説明いただきました。

このことについて、何かご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

一緒にあります申請書等、それから通知書等の様式については、これまでに生涯学習センター条例に基づいて、一部変更して使用するというのを付け加えて説明がありました。資料としてはページ数が膨大でしたが、いかがでしょうか。

○秋山委員 前の勤労青少年ホームの規定の中では、利用者がある程度設定されていたよね。届出を出して許可をいただければ、前は岩見沢市内というか、そういう制約があったんですけども、対象者のそういう制約の条項というのはないのでしょうか。

○佐々木文化・スポーツ振興課長 3館のときには、それぞれ勤労青少年ホームの中では勤労青少年、働く婦人の家、そういう利用者の縛りというのがございましたけれども、今回は、利用者につきましては、3館を包括する形で、それこそ幼児から高齢者までということで、また市内、市外についても制限はしておりません。そういったことでどなたでもご利用いただける、そういった条例、規則になっております。

○大橋委員長 よろしいですか。あと、第19号及び第20号に関わって、他の委員さんいかがでしょうか。

特段なければ、このようなことで決定していきたいと思います。

それでは、議案第19号及び議案第20号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第21号 岩見沢市教育委員会公印規則の一部改正について これについて審議いたします。説明をお願いいたします。

○竹村学校教育課長 議案第21号についてご説明いたします。

平成25年度に生涯学習センターをオープンすることに伴い、これまで使用していた公印2つを廃止したいと考えております。

資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。表の左側、原稿欄の下段になりますけれども、22番目の空知婦人会館長印と23番目の岩見沢市勤労青少年ホーム館長印、この2つを廃止し、改正後の欄、右側になりますけれども、右側の欄のとおり4月1日から適用したいと考えております。

なお、生涯学習センターには公印を置かないので、申し添えたいと思っております。

以上でございます。

○大橋委員長 ただ今、議案第21号について説明がありました。生涯学習センター設立に伴うこれまでの公印の廃止と、それから一部付け加えてありました。生涯学習センターには公印は置かないということをつけ加えての説明です。いかがでしょうか。質問等ありますでしょうか。

十分お分かりのことだと思っておりますので、これも終わってよろしいですか。それでは、議案第21号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、議案第22号 保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について これを審議いたします。説明をお願いいたします。

○西尾子育て支援担当次長 議案第22号 保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について 説明をさせていただきます。

岩見沢市の保育料は、国の保育料基準や児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の通知を基本とするとともに、市民税、非課税世帯を無料にするなどして、保育料の負担軽減に努めているところです。

平成25年度保育料における運営費等の1人当たりの保育単価が増えたことによる保育料の国の基準改正があり、それに伴い、規則の一部改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。

別表の第7条関係における保育料基準額表の階層区分、第5階層から第8階層の4歳以上児3万7,200円を3万7,230円に改め30円の増、次に第6階層から第8階層の3歳児4万3,300円を4万3,340円に改め、40円の増に改めようとするものでございます。なお、規則の施行日は平成25年4月1日となります。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○大橋委員長 ただ今、議案第22号について説明がありました。説明のとおり国の基準改正に伴う規則の一部改正ということですので、変更と改正後の部分、説明をしていただきました。いかがでしょうか。特にありませんか。

なければ、このことも終わりたいと思っておりますが、よろしいですか。

特に質問等、異議はないということですので決定していきたいと思っております。

議案第22号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号5、議案第23号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の設定について これを審議いたします。

○西尾子育て支援担当次長 議案第23号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の設定について 説明をいたします。

岩見沢市は、平成25年度より新たに産前産後の子育て家庭の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的にヘルパー向けの事業を実施いたします。そのための事業実施要綱を設定しようとするものでございます。

まず、第1条は、産前産後の子育て家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで子育て家庭の身体的、精神的な負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を提供することを事業の目的といたしております。

第2条は、ヘルパーの要件として、身心の健康、養成講習3級以上であること、育児の知識、経験を有するものとしております。

第3条では、ヘルパーの派遣対象として、家族等の育児や家事の支援を受けることができない、岩見沢市に住所を有する妊婦及び出産後1年以内の子育て家庭といたしております。

第4条は、役務の内容として、家族の食事、掃除、洗濯、買い物並びに乳児の沐浴、おむつ交換、授乳などとしております。

第5条では、ヘルパーの派遣時間を午前8時から午後6時まで1日2時間、乳児1人につき20回を限度といたしております。

第6条では、ヘルパーの派遣については、適切な運営を行っている事業者に委託することができることといたしております。

第7条は、ヘルパーの派遣を希望する者は、派遣申込書を希望日の7日前までに提出することや派遣決定は速やかに行うことを定めております。

次に、第8条から第13条については、派遣の中止、派遣日や役務の内容の変更について、個人情報の取扱い、派遣業務の報告方法、関係機関との連携等について定めております。

その次でございますけれども、様式集として、第1号から第6号まで派遣の申込書、派遣の決定通知書、利用券、派遣中止の決定書、派遣活動の記録簿、派遣業務の報告についての様式を定めているところでございます。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○大橋委員長 ただ今、議案第23号について説明をしていただきました。

岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱各情報に基づいて丁寧に説明をしていただきましたので、お分かりのことかと思えます。

○武蔵委員 メンバーなんですが、登録制とするのですか。

○西尾子育て支援担当次長 実際には、介護保険の事業所として登録している18事業所の方々に案内を申し上げて、現在のところ10か所から登録をしたいという申出をいただ

いております。その申出に基づいて、各事業所と委託契約をさせていただいて、その事業所を使いたいという希望者があれば、その事業所からヘルパーさんを派遣するという流れで、今、考えています。

○大橋委員長 よろしいですか。あと、他にございませんか。

○佐々木委員 派遣希望する者は7日前までに申し込まなければならないということで、例えば、生まれてからでも、母親が急に具合が悪いとか、そういう間に、病院に行きたいんだけど、赤ちゃん連れていけないですよ、生まれてすぐは。そういう方をヘルパーさんに来てもらってちょっと見てもらうとか、そういうことはできない。要するにその当日とか、前日ぐらいはできないということですよ。

○西尾子育て支援担当次長 基本的には、7日間というルールにはしてございますけれども、当日に申出を受けて当日に派遣するというのは、たぶん、申請等許可ということから考えると難しいのかなと思います。

今年度まで、新生児家庭訪問のヘルパー派遣というのをやっていたわけですが、それも実態で申し上げますと、申込みを受け付けて許可を出すまでと、あと、事業者さんとの兼合いで、極端なことを言えば、今日、申請を受け付けて、事業所との調整がうまくできて、明日からというのもヘルパーの派遣が可能であれば、そういう対応も柔軟にしたいというふうには考えています。

ただ、当日は、ちょっとなかなか難しいのかなというふうには思っていますけれども、ただ、相手のあることです。その事業所で、例えばその次の日、明日の受入れがどこも駄目ということであれば、叶わないことにはなりますけれども、そこは、柔軟に対応したいというふうには考えております。

○大橋委員長 よろしいですか。規則はこうですが、状況によっては柔軟に対応していただけということですか。

その他、いかがでしょうか。ご質問や何か。

○武蔵委員 中身ではないのですが、さっきも生涯学習センターの条例が議会を通ったからやっとな規則を変えられるというような形で、どちらも事業として議会で承認され、予算も含めて入ったからやっとな動けるというようなことなのではないでしょうか。

そういうことであると、本当に4月からスタートしたいという部分で、普通ならもっと早い議会にかけることにならないのでしょうか。

その辺の、タイムスケジュール的なものというのは、どういうふうになっているのかとちょっと疑問に思うのですが。

○舛甚教育長 あくまでも、市議会第1回定例会でさまざまな施策が決まります。それと同時に予算も決まって、そして今日の市議会本会議で最終的に全部が決定しますので、それ以降でなければ動けないというのは実情かなと思います。

去年は、22日に終わっていますので、準備できたのですが、今年は26日、今日ということになりましたので、なおちょっと遅い感じはしますけれども。

○大橋委員長 仕組上、また議会の日程上やむを得ないのかもしれないのですが、市民感覚としては、準備期間等々の時間がきついなという率直な印象があります。現時点では、結局やむを得ないのかなと思います。

○武蔵委員 無駄を覚悟で事前準備というのにはできないのかなという部分もあるかと思えますけれども。

○坂内教育部長 事前準備ということで、周知という面で多分ご心配いただいているかと思えます。どうしてもスケジュールにつきましては、教育長のおっしゃるとおりなんです。この件につきましては、4月以降も掲載させていただいたり、あとリーフレットを作って載せるなどで、できるだけ市民の皆さんに早く理解していただけるようなことはやっていきたいと思っております。

○大橋委員長 ちょっと日程的にきつい部分もあるのですが、4月1日から事業が開始できるように、鋭意努力して進められるところは進めて、市民の皆さんに少しでも早く周知できるように努力されるということですので、併せてご理解をいただきたいということです。

あとございませんか。終わってよろしいでしょうか。

特段に異議はないということですので、このようなことで決定していきたいと思えます。議案第23号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号6、議案第24号 岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について 及び日程番号7、議案第25号 岩見沢市教育委員会の人事について ですが、先ほど説明があったような内容ですので、先にその他を取り扱いたいと思えます。

その他ということで、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員の方はないということですので、事務局の方から連絡事項、報告事項等々、ありましたらお願いいたします。

○竹村学校教育課長 今日、机の上に配付しております平成24年度卒業式の一覧をご覧くださいと思います。

国旗の部分では、屋外に提示してある小学校、中学校、全校が掲示してございます。式場内、ステージ形式で行い、国旗をステージ正面に張り付けたというのが小・中学校で4校ございます。ステージ場で三脚により掲示してあるのが18校となっております。

フロア形式で実施したところが3校ございます。フロア形式で、ステージ場に、ステージの正面に張り付けた学校が2校、三脚が1校という状況です。

国歌になりますけれども、伴奏方法は全ての学校がCDによって行っております。児童、生徒の歌唱ですけれども、「しっかりと歌っていた」が9校、「概ねしっかりと歌っていた」が14校、「あまり歌っていなかった」が2校となっております。

国歌の指導状況でございますが、「式の練習の中で指導している」が5校、「音楽の時間

及び式練習等の中での両方で指導している」が20校という状況です。

教職員の国歌斉唱時につきましては、全校で全員が起立となっております。式次第への国歌斉唱の位置付けについては、全校で「あり」という状況となっております。

また、入学式も終わりましたら、またその経過についてご報告申し上げたいと思います。以上です。

○大橋委員長 過日行われました平成24年度の卒業式の国旗、国歌に関わる状況です。これを見ながら何かお聞きになりたいことがありましたら、お願いしたいと思います。

○武蔵委員 児童・生徒の状況は分かりましたが、教職員が歌っていたかどうかの状況は分かりますか。

○竹村学校教育課長 今回の調査の中では、そこまではないのですが、学校で卒業式に参加している来賓に歌唱の状況の感想の確認はしております。

全ての学校は大体PTAの役員に確認をしておりますが、その結果についての報告はまだ求めておりませんので、状況については把握しておりません。ただ一部、校長に聞いた話では、CDで伴奏をしておりますが、歌声の入りましたテープを使わなくても十分子供の声が聞こえて感激したという校長のお話も聞いております。

全校の状況までは、把握しておりません。

以上です。

○武蔵委員 徐々に良い方向になればと思います。

○大橋委員長 前年度と比べると改善されているというか、良い方向にきていると思いました。

○竹村学校教育課長 教育長の意向もありまして、校長会等でもその旨できるだけお願いをしている部分がありまして、意向に沿ったような形で各校長が進めている部分もあります。良い方向にはなっているかと思っています。

○大橋委員長 私もご案内を受けて、小学校1つ、中学校1つ、参席させてもらったのですが、前の年と大きく変わっていました。私が参席した小学校も中学校も、それぞれ前年度より大きく変わったところがあります。これは校長のリーダーシップにより教職員の意識が変わってきたというふうを受け止めておりました。以上申し添えて感想といたします。

このことについて、この後の校長会の会議等で、教育長から指導していただき、その状況について、入学式が終わったあとにでも聞かせていただきたいと思います。

この件は終わりたいと思いますが、よろしいですか。

あと、事務局の方からございませんか。

○柴田生涯学習振興課長 お手元の方に置かせていただきました資料入りのファイルですが、こちらの中に、「いわなび」の生涯学習センターのパンフレットと、オープンをお知らせするチラシの2つが入っております。このファイル、パンフレット、チラシとも今日3時に納入されたばかりのものでございます。

それで、こちらの2セットはこの中に入れて、オープニングセレモニーの当日6日の日

に来場した方にお配りする予定でございます。他に入れるものがあればこの中に入れて来場者にお渡ししてPRをしていきたいと思っております。

また、こちらのチラシですけれども、3月30日土曜日の朝刊に新聞折り込みで入れます。全戸配布となります。こちらの方にプレオープンの1日からどのようなことができるか、6日、7日、ということで、大体、概略ですけれども書いてありますので、こういうふうにして周知を進めていきたいというふうに思っております。報告をさせていただきます。

あと、もう1つ、白い封筒がありましたけれども、そちらのほうにつきましては、6日の日のオープニングセレモニーのご案内ですので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○大橋委員長 こちらの方よろしいですか。ご案内もいただいておりますので、楽しみにして参加したいと思います。よろしく願いいたします。

あと、事務局の方から連絡事項、報告事項等、ございましたらお願いします。

特にありませんか。

それでは、その他について取扱いを終わって、ここで一旦休憩をいたします。

(以下 秘密会)

午後5時20分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第16条の規定により、ここに署名する。

署名委員